

第6章 南シナ海仲裁判断の検討：中国の活動に対する判断

西本 健太郎

I はじめに

国連海洋法条約附属書Ⅶの下での仲裁裁判所は2016年7月12日、南シナ海仲裁事件に関する仲裁判断を下した。比中間の仲裁手続は2013年1月22日にフィリピンによって開始されたものであり、この中でフィリピンは中国との間の海洋紛争に関する15点の事項について判断を求めていた¹。フィリピンの申立は、4つの類型に分けることができる²。第1のものは、南シナ海における権利・権原の淵源に関する2つの申立（申立1・2）であり、中国による国連海洋法条約に基づかない歴史的権利の主張について判断を求めるものである。第2の類型は、南シナ海に存在する具体的な地形について、その法的地位と条約の下で地形から生じる海域に対する権原について判断を求める一連の申立（申立3～7）からなる。第3の類型は、南シナ海における中国の具体的な行動の違法性について、仲裁裁判所による認定を求めるものである（申立8～14）。最後に、第4の類型として、中国が比中間の紛争を悪化・拡大させたとの宣言を求める申立15がある。仲裁判断は結果としてフィリピンの申立のほぼ全てについて、フィリピンの主張を認めた。

フィリピンが国連海洋法条約の紛争解決手続を利用しようとした背景には、スカボロー礁における漁業やセカンド・トーマス礁をめぐる対峙、あるいはフィリピンによる資源探査活動の中国による妨害など、洋上における個々の具体的な問題への対応の必要性があったものと思われる。しかし、国連海洋法条約の紛争解決手続を利用する上での制約から、仲裁手続では比中間の紛争は主として「海域に対する権原（maritime entitlements）に関する紛争」として位置付けられた³。すなわちフィリピンは、第1に、いわゆる九段線内の海域に対する中国の歴史的権利の主張が国連海洋法条約に照らして適法なものであるか否かは、条約が中国に付与している海域に対する権原の問題として島嶼の領有権または海洋境界画定の問題とは独立に判断可能であると主張し、第2に、南シナ海に存在する地形の法的地位の明確化を求め、南シナ海にはEEZ・大陸棚を有する島は存在しないとの立場をとった。前述の第1及び第2の類型の申立に関するフィリピンの主張が認められれば、スプラトリー諸島周辺海域には中国の権原・権利は全く及んでいないことになるため、中国の具体的な活動に関する判断の重要な部分はこれらの申立に関する判断にかかっていた。

以上のような意味において、仲裁判断の結論にとって最も本質的であったのは、九段線内の海域に対する歴史的権利及び地形から生じるEEZ・大陸棚の有無に関する判断であっ

たといえる⁴。もっとも、仲裁裁判所は海域に対する権原に関する判断を前提として、個々の活動についても申立8から13において詳細に検討を加えており、そこで示された判断には、海域に対する権原の問題とは独立の論点として判断された論点もあり、また比中間の紛争解決の文脈に限られない先例的意義を持つものも含まれている。そこで本章では、中国による具体的な活動に関する仲裁判断の内容を確認した上で、その意義について検討することとしたい⁵。

II 中国の活動に関する仲裁裁判所の判断

フィリピンは申立8から13において、南シナ海における中国の具体的な活動が国連海洋法条約に照らして違法であるとの判断を求めていた。フィリピンが違法なものとして主張した中国の活動は主として次のものである：①フィリピンのEEZ・大陸棚（南シナ海にはEEZ・大陸棚を有する島はないことを前提として、フィリピンの群島基線から200海里内の海域）におけるフィリピンによる資源探査・開発を中国が様々な態様により妨害したこと、②フィリピンのEEZ・大陸棚における中国国民による生物資源開発を中国が阻止しなかったこと、③スカボロー礁におけるフィリピン漁業者の操業を中国が妨害したこと、④絶滅危惧種の採集や人工島の建設など環境を破壊する活動を行ったこと、⑤フィリピンのEEZ・大陸棚内において人工島、施設及び構築物の建設を行ったこと、⑥危険な態様で法執行船を運航したこと。

1 フィリピンのEEZ及び大陸棚における主権的権利の妨害（申立8）

フィリピンの申立8は、中国がフィリピンのEEZ・大陸棚におけるフィリピンの主権的権利の行使を妨害したと主張するものである。中国による具体的な活動として、①リード・バンクの鉱区を対象とするコンセッション契約について抗議を行い、またフィリピンによる探査活動に対して妨害を行ったこと、②西カラミアン鉱区のオペレーター企業と面談し、自国の立場を申し入れたこと、③北西パラワンの鉱区の入札について抗議を行ったこと、④ミスチーフ礁におけるフィリピン漁業者の操業を妨害したこと、⑤南シナ海の北緯12度以北に適用される漁業モラトリアムの宣言及び「海南省沿海辺防治安管理条例」の制定といった漁業に対する管轄権の行使により、フィリピンのEEZ内におけるフィリピン国民の操業を制限したこと、及び⑥セカンド・トーマス礁においてフィリピン漁業者の操業を妨害したことが問題となった。

仲裁裁判所は、中国政府による抗議については、結果的に誤った理解であったとしても、中国はそのような権利を有するものとの理解を真正に有しており、それ自体としては条約

違反とならないとした⁶。また、石油会社に対する主張は単なる情報の提供であるとして、条約の違反には当たらないとされた⁷。これに対し、探査船に対する妨害は、自国の権利の主張にとどまらず、フィリピンの大陸棚である海域における活動を停止させる直接の行動であることから、フィリピンの大陸棚に対する主権的権利の侵害にあたることとされた⁸。仲裁判断は特に、南シナ海、とりわけリード・バンクにおける両国の海域に対する権原について見解の相違があることは中国も認識しており、交渉その他の紛争解決手続によるべきであったにも関わらず、自らの理解に基づいて自国の権利を一方的に実現しようとしたことを問題としている。

生物資源に関する中国の行為については、漁業モラトリアムの宣言自体が国連海洋法条約 56 条の違反にあたるとされた⁹。この宣言はフィリピンの EEZ で操業するフィリピン漁船にも適用されるものであり、フィリピンの漁業者に対して罰則の対象となりうるという現実的な可能性を確立し、抑止効果をもたらさうものであることが理由である¹⁰。他方で、海南省の条例は 12 海里内のみが対象であり、EEZ に関する条約違反を含むものではないと判断された¹¹。ミスチーフ礁及びセカンド・トーマス礁における漁業の妨害については、十分な立証がなされていないとされた¹²。この点、中国の主張及び法執行船の存在によってフィリピン漁業者が当該海域を避けたであろうことは容易に想像できるが、これを根拠に条約違反は認定できないと仲裁判断は述べている。

2 フィリピンの生物資源の中国国民による開発の防止の懈怠（申立 9）

フィリピンの申立 9 は、フィリピンの EEZ・大陸棚における中国漁船の操業に関するものであり、中国は自国民の違法な活動を阻止する義務を怠ったと主張するものである。仲裁裁判所は、海域に対する権原に関する判示を踏まえ、当該海域はフィリピンの EEZ であるという前提の下に他国の EEZ で操業する漁船に適用される条約の規定を確認している。仲裁判断は特に 62 条 4 項に着目し、この規定はフィリピンの EEZ 内ではフィリピンの操業許可等の手続に従うことを中国国民に対して義務付けるものであり、漁業を行う私人に対して直接の義務を課していると指摘している¹³。また、国家は沿岸国の権利及び義務に妥当な考慮を払う義務を 58 条 3 項の下で負っていることも指摘された¹⁴。この義務の内容として、国家は自国民が他国の EEZ において不法な漁業に従事することを防止する相当の注意義務を負っているとの解釈が示された¹⁵。

仲裁裁判所は、ミスチーフ礁及びセカンド・トーマス礁における中国の活動について検討し、両海域では少なくとも 2013 年 5 月に中国漁船が操業していたと認定した¹⁶。また、漁船は常に中国の公船に伴われており、中国公船上の当局者は中国の漁業者による活動を

十分に認め、阻止することも可能であったにも関わらず、そうしなかったものと認定された¹⁷。結論として、中国はフィリピンの EEZ 内の漁業に対する主権的権利に対する妥当な考慮を払っておらず、58 条 3 項の違反があったものと判断された。

3 スカボロー礁における伝統的漁業に関する中国の行動（申立 10）

スカボロー礁における漁業の違法な妨害を主張する申立 10 については、伝統的漁業権を尊重する義務の違反が認定された。仲裁判断はまず、この海域では伝統的にフィリピンを含む複数の国の漁業者による漁業がなされてきたものの、2012 年 4 月以降、比中間で緊張が高まる中で、中国の公船によりフィリピン漁業者が排除されることとなったと認定した¹⁸。その上で仲裁判断は、国際法上、伝統的漁業（traditional fishing）または零細漁業（artisanal fishing）を行う私人の権利は保護されてきたことを指摘する。この権利は、既得権（vested rights）の観念に由来し、漁民が何世代もの長期にわたって零細漁業によって生計を立てている場合には、その祖先と同様の形で漁業を続けられることを内容とする所有権に類似した権利を取得するという考え方によるものであるという¹⁹。仲裁判断によれば、この権利は国家ではなく、伝統的に特定の海域において漁業を行ってきた個人または共同体に帰属する。また、この権利は、EEZ の導入によって EEZ の海域においては消滅させられたが、領海においては変更なく存続している²⁰。そして、スカボロー礁で行われていた漁業の少なくとも一部は、このような性質を有するものであったと判断した²¹。結論として、2012 年 5 月以降に中国がフィリピン漁業者による操業を完全に禁止した時期があったことは、伝統的漁業権を尊重する義務と整合しないとの結論に至っている²²。

なお、フィリピンはスカボロー礁における比中間の対峙において、中国に国連憲章 2 条 3 項及び国連海洋法条約 279 条の下での平和的紛争解決義務の違反があったとの主張も行っていたが、認められなかった²³。

4 海洋環境の保護・保全の懈怠（申立 11 及び 12(b)）

中国が海洋環境を保護・保全する義務に違反したと主張する申立 11 及び 12(b)について、仲裁判断はまず、国連海洋法条約の関連規定を次のように説明している。192 条は海洋環境を保護・保全する一般的な義務を課しているが、これは将来的な損害からの海洋環境の「保護」と、現在の状態を維持・改善するという意味での「保全」の双方を含み、したがって海洋環境を悪化させてはならないという義務も含む²⁴。そして、この義務は 194 条をはじめとする第 12 部の他の規定、及び他の国際条約上の義務を通じて具体化されている。194 条は「海洋環境の汚染」を防止、削減及び規制するための措置に関する規定である。192

条と 194 条は、国家自身が行う活動について義務を課すのみならず、自国の管轄・管理下にある活動が海洋環境を害さないことを確保するよう相当の注意を払う義務も課している²⁵。194 条 5 項は「稀少または脆弱な生態系」の保護・保全に関するものであり、この規定は第 12 部の目的が狭い意味での海洋汚染の規制に限られないことを示している²⁶。197 条は海洋環境の保護・保全のための協力義務を定めており、また南シナ海のような半閉鎖海については 123 条も地域的な協力を定めている。さらに、204 条は汚染の危険または影響を監視する義務、205 条はその結果を報告する義務、そして 206 条は環境影響評価を実施する義務を定めている。206 条は「合理的な」そして「実行可能な限り」と規定している点で国家に裁量を与えているが、評価の結果を報告する義務は絶対的な義務である²⁷。

仲裁判断は次に、中国による絶滅危惧種の採集に関する主張を検討し、中国漁船がオオシャコガイをはじめとする絶滅危惧種の採集に従事していたものと認定した²⁸。仲裁判断は、他の適用のある国際法に照らして解釈すると、192 条は絶滅危惧種の採集を防止する義務を含むということができ、この一般的な義務は特に 194 条 5 項の下での脆弱な生態系の保護の文脈で具体化されているとした²⁹。この義務は相当注意義務であり、絶滅のおそれがあると国際的に認識されている種の直接の採集のみならず、その生息地の破壊を通じた間接的な被害の防止を含む。仲裁判断はさらに、中国が行っている規模でのサンゴやオオシャコガイの採集が脆弱な海洋環境に害を与えるものであることに疑いはなく、こうした慣行を防止する措置がとられていない場合には、192 条及び 194 条 5 項の違反を構成するとした³⁰。その上で、中国政府は自国の漁船による活動を十分に認識していたにもかかわらず、絶滅危惧種の密漁に従事する船舶に対して取締りのための規則・措置を採択し、相応の厳格さをもってこれを執行するための手段をとることをせず、むしろ漁船を保護するために武装した公船を提供していたとして、192 条及び 194 条 5 項の違反が認定された³¹。また、サンゴ礁を漁船のプロペラを使って破壊した上でオオシャコガイを採集する漁法を認容していたことについても、海洋環境を保護・保全する義務の違反があったと結論づけられた³²。

フィリピンは、中国漁船がシアン化物及びダイナマイトを用いた漁業を行っているとも主張していたが、中国がこれを知りながらその防止を怠ったとする十分な証拠はないと結論づけられている³³。ただし、シアン化物及びダイナマイトの使用は海洋環境の「汚染」に該当し、また脆弱な生態系及び絶滅危惧種の生息地を破壊することから、その防止のための措置をとらないことは条約 192 条、194 条 2 項及び 194 条 5 項の違反にあたるとの一般論が示された³⁴。

スプラトリー諸島の 7 つの礁での埋め立てによる人工島の建設活動については、主とし

て裁判所が委嘱した独立の専門家による報告書に基づき、海洋環境に対する甚大かつ長期的な損害をもたらすものであることが認定された³⁵。すなわち、中国は人工島の建設活動によって、192条の海洋環境を保護・保全する義務に違反し、海洋環境を汚染する態様による浚渫の実施によって194条1項に違反し、さらに194条5項の下での稀少・脆弱な生態系及び絶滅危惧種等の生息地を保護・保全する義務にも違反したと結論づけられた。また、人工島の建設にあたって中国が南シナ海に面している他国と協力・調整を行おうとした形跡がないことから、197条及び123条の下での協力義務の違反があったことが認定された。そして最後に、仲裁裁判所は環境影響評価を実施する義務について検討し、問題となっている人工島建設活動の規模と影響に鑑みれば、「海洋環境に対する重大かつ有害な変化をもたらすおそれ」があると中国政府が信じていなかったことは合理的にはありえないと指摘された³⁶。他方で、中国が206条の要件を充たす環境影響評価を実際に実施したか否かについては結論に至らず、ただ、いずれにしてもその報告の公表または国際機関への提供はなされていない点で206条の違反があったと結論づけられた³⁷。

5 ミスチーフ礁の占拠及び建設活動（申立12(a)及び(c)）

ミスチーフ礁の中国による占拠及び同礁における中国の建設活動に関する申立12(a)及び12(c)については、建設活動がEEZ・大陸棚における人工島、施設及び構築物に関する60条及び80条に違反すると判断された。仲裁裁判所はその前提として、ミスチーフ礁をめぐる紛争は、双方が同礁に対して主権的権利を有するとの理解を真正に有していたことに由来するものであるとしつつも、仲裁判断の結論によれば、ミスチーフ礁はフィリピンのみが海域に対する権原を有する海域に所在する低潮高地であり、したがってフィリピンのEEZ・大陸棚の一部であることを指摘している³⁸。そして、60条及び80条はEEZ・大陸棚における人工島並びに経済的な目的のための施設及び構築物の建設、運用及び利用に関する権限を沿岸国に与えているところ、ミスチーフ礁で中国が建設した初期の構造物は施設または構築物にあたり、のちに人工島の建設に発展しているとして、両規定の明白な違反があったと判断された³⁹。他方で、低潮高地は陸地とは異なりそもそも取得可能ではないから、フィリピンが申立12(c)で主張するミスチーフ礁の不法な取得については判断する必要がないとされた⁴⁰。

6 危険な態様での法執行船の運航（申立13）

中国の法執行船の危険な操船が問題となった申立13については、中国は「海上における衝突の予防のための国際規則に関する条約（COLREGS）」上の規則に違反し、また、同

規則は一般的に受け入れられている国際的な規則、手続及び慣行をなすものであるから 94 条にも違反するものと判断された。COLREG 上の具体的な規則違反の認定は、主として仲裁裁判所の委嘱した独立の専門家の報告書及びフィリピンが提出した専門家報告書に依拠する形で行われている。仲裁判断は、中国による違反を偶発的な懈怠というよりも、意図的な規則の無視というべきであると指摘している⁴¹。違反として主張された行為が法執行の文脈でなされていることについても、法執行船の操船上の必要性和 COLREG との間には緊張関係が生じうることは認めつつ、後者が常に優越しなければならないとの判断が示されている⁴²。

III 中国の活動に関する判示の検討

南シナ海における中国の具体的な行活動に関するフィリピンの申立のうち、フィリピン EEZ・大陸棚内における妨害活動の実施（申立 8）、自国民の活動阻止の懈怠（申立 9）及びミスチーフ礁における建設活動（申立 12(a)及び(c)）については、海域に対する権原に関する仲裁裁判所の判断（申立 1～7）の結果として、フィリピンの EEZ・大陸棚における無権利者の活動としてその違法性が認定されることになった。ただし、申立 8、9 及び 12(a)(c)での中国のフィリピンの EEZ・大陸棚における無権利者としての評価は必ずしも貫徹されておらず、このことは仲裁裁判所が理解するところの本件紛争の性質とも関連して注目される。

これに対して、スカボロー礁における伝統的漁業の妨害（申立 10）、海洋環境の保護・保全義務違反（申立 11 及び 12(b)）及び危険な態様での法執行船の運航（申立 13）については、問題となる活動が行われた海域に対する権原の問題とは独立に、活動自体の条約適合性が検討された。仲裁判断は紛争の当事者である比中両国しか拘束しないが、仲裁判断で示された国連海洋法条約の解釈は先例として今後参照されていく可能性がある。特に、海洋環境の保護・保全義務及び旗国責任に関する仲裁判断の判示は重要な判断を含んでいる。もっとも、海洋における埋め立て活動と海洋環境の保護・保全義務との関係や、法執行時に公船が遵守すべき国際法の内容など、周辺諸国にとって特に重要な指針が示され得た点について、仲裁裁判所は本件の事実関係に限定した判断を行っている。

以下では、まず、仲裁手続の手続面における特徴として、専門家報告書の利用が仲裁裁判所の判断方法に影響を及ぼしていることを指摘した上で、フィリピンの EEZ・大陸棚内における中国の活動に関する仲裁判断の判断枠組み、そして海洋環境の保護・保全及び法執行船の運用の各論点に関する裁判所の判示について検討する。

1 専門家報告書の利用

手続面における本件仲裁手続の最大の特徴は、中国の欠席である⁴³。国連海洋法条約附属書Ⅶの下での仲裁裁判手続において、一方の当事者の欠席は仲裁手続の進行を妨げる事由とはならないが、仲裁裁判所は「請求が事実及び法において十分な根拠を有することも確認しなければならない」（附属書Ⅶ・9条）。仲裁判断は、中国が欠席する中でも手続的衡平に配慮を行ったことを強調しているが、両当事者による立証が十分に尽くされない中で十分な検討を確保するための方法として採用されたのが、仲裁裁判所が任命する専門家への報告書作成の委嘱である⁴⁴。中国の活動に対する判断に関連するものとしては、南シナ海の海洋環境に関する *Ferse* 報告書と中国法執行船の運行に関する *Singhota* 報告書があり、裁判所はこれらを資料として判断を行っている。

裁判所の委嘱による専門家意見の活用は、裁判所の判断にあたって科学的知見等の専門的知見が必要となる場合には有効な方法とも考えられるものであり、裁判所が十分な専門的知見の下で判断を行うための仕組みとして歓迎する意見もある⁴⁵。他方で、本件仲裁判断における専門家報告書への依拠のあり方については、仲裁裁判所が本来行うべき法の解釈・適用の一部まで裁判所外の主体に委ねるものとして、批判もありうる。中国の建設活動によって中国に海洋環境を保護・保全する義務の違反があったか否かについて、仲裁判断は証拠、専門家報告書及び中国の主張の批判的検討に基づいて海洋環境に対する悪影響を認定している⁴⁶。この判断は仲裁裁判所が利用可能な資料を総合して行われた法の適用であるとはいえ、この結論に至るにあたって仲裁判断は *Ferse* 報告書から相当の量の引用を行っており、専門家報告書に依拠する部分が多い。また、中国の法執行船の運航態様が COLREG 規則に違反するか否かの認定にあたっては、仲裁判断は *Singhota* 報告書及び更にはフィリピン側から提出された *Allen* 報告書の内容に依拠している。単なる専門的知見の提供やこれに基づく事実関係の評価と法の適用作用を截然と区別することは必ずしも容易ではないことから、こうした判断方法の適切性については議論がありえよう。

また、こうした判断方法が仲裁判断の内容に影響を及ぼしていると思われる点として、専門家報告書に基づいて判断を行ったことにより、裁判所が法をどのように解釈し、これをどのように本件の事実関係に適用したのかが不明瞭となっている部分があることが指摘できる。例えば、仲裁判断は海洋環境を保護・保全する義務との関係で中国の建設活動を評価し、192条、194条1項及び194条5項の違反を認定した⁴⁷。しかし、仲裁裁判所はこれらのごく一般的な義務にいかなる行為が違反するののかについてはその解釈を示さないまま、人工島の建設活動が破壊的かつ長期的な損害を与えているとの専門家報告書に基づいた評価を理由としてその結論に至っている。この判断は、本件の事実関係においては、仮

にこれらの規定に何らかの閾値が存在していたとしても、中国の活動はゆうにそれを超えているという判断として理解でき、それ自体としては必ずしも不適當とは思われない。ただ、こうした判断のあり方が一般的に望ましいかどうかは別途問題となる点であり、またこうした判断方法の採用によって、仲裁裁判所が国連海洋法条約の解釈の明確化に寄与する機会を逸していることも指摘することができる。

2 フィリピンの EEZ・大陸棚における中国の活動の評価

本章冒頭でも言及したように、フィリピンは比中間の紛争を「海域に対する権原」に関する紛争として位置付けた。これは仲裁裁判所の管轄権に制限が存在する中での訴訟戦略でもあったが、仲裁裁判所は実質的にもこのような紛争の性格付けを受入れた。すなわち仲裁判断は、比中間の紛争は海域に対する権原のあり方について根本的に異なる理解が存在しているためのものであるとし、こうした中での仲裁裁判所の任務は権原を明確化することであるとした⁴⁸。こうした理解の下では、仲裁判断によって結果的に中国の権原・権利は否定されたものの、中国は自らが権原・権利を有するものとの理解の下で信義誠実に従って行動していたことが前提とされている。

紛争全体のこのような理解は、フィリピンの EEZ・大陸棚内における中国の妨害活動の評価にも影響を及ぼしている。海域に対する権原に関する仲裁裁判所の判断によれば、スプラトリー諸島周辺海域は境界未画定海域ではなく、フィリピンの EEZ・大陸棚であったことになる。したがって、申立 8 及び 9 に含まれている中国の活動は、他国の EEZ・大陸棚内において沿岸国の許可なく行われた活動として評価されるはずである。しかし、仲裁判断は他国の EEZ・大陸棚において許可なく活動を行ったことのみを理由とした判断は行っていない。フィリピンが傭船した探査船である MV Veritas Voyager に対して中国公船が攻撃的な操船を行い、その探査活動を妨害した事件について、仲裁裁判所はフィリピンの大陸棚に対する権利を侵害し 77 条に違反すると結論づけながらも、その理由付けとして、海域に対する権原の問題に関する見解の相違は中国も認識しており、交渉その他の紛争解決手段によるべきであったにも関わらず、自国の理解に基づいて一方的に権利を実現しようとしたことを挙げている⁴⁹。また、フィリピンに対して中国の立場を主張する外交的な通知を行ったことが違反とならないと判断した理由についても、結果として誤った理解であったとしても、中国は自らが権利を有するとの理解を真正に有していたためであるとしている⁵⁰。

このように、仲裁裁判所は自らの判断によって明確化された海域に対する権原のあり方を基準としてではなく、両国の関係性の中で、境界未画定海域における合意到達阻害防止

義務（74条3項・83条3項）に類似の枠組みを用いて、中国の活動の条約適合性を判断していることが注目される。もっとも、こうした判断枠組みは仲裁判断全体としては必ずしも貫徹されていないようにも見える。生物資源に関する妨害が問題とされた申立9及び自国民の活動を阻止しなかったことが問題とされた申立10との関係では、海域に対する権原のみが問題とされ、中国の理解やフィリピンとの関係性を基準とした判断はなされていないからである。この点、申立9については、中国の生物資源に対する妨害行為がフィリピン漁業者による操業の全面的規制という相手方の主張・立場を全く考慮しない措置であったこと、申立10については、主権的権利の直接の侵害（56条1項違反）ではなく、沿岸国の権利に妥当な考慮を払う義務の違反（56条3項）と位置付けられていることに、相手方との関係性が考慮事由とされていることを見出せるともいえなくはない。しかし、裁判所は以上の点について明示的に説明はしておらず、その判断枠組みには不明瞭な点が残っている。

3 海洋環境の保護・保全

南シナ海における中国の大規模な活動は仲裁手続の進行中も国際社会の関心を集めていたが、フィリピンは中国の活動が自国の権利の侵害であるのみならず、国連海洋法条約の下で全ての国家が負っている海洋環境を保護・保全する義務の違反であると主張した。この点に関する仲裁判断の結論は、絶滅危惧種の採集や大規模な人工島の造成活動が条約の関連規定に対する著しい違反を構成するというものであり、裁判所の検討は前述のような判断枠組みの中で、本件の事実関係に限定された形で行われているものが大部分を占める。ただし、裁判所は特に国連海洋法条約の下での一般的な義務である海洋環境の保護・保全義務（192条）との関係で重要な判示も行っており、この点は海洋環境の保護・保全に関する条約の規律の理解にとって重要な貢献である。

仲裁判断の判示で特に注目されるのは、国連海洋法条約第12部の位置付けに関するものである。仲裁判断は、192条が定める海洋環境の保護・保全義務について、第12部の他の規定及び他の国際協定における具体的な義務によってその具体的な内容が与えられるものであるとし⁵¹、さらにチャゴス海洋保護区事件の仲裁判断を引用する形で第12部は海洋汚染の防止に限られるものではないとしている。このようにして、生物多様性条約の下での生物多様性の保全といったような国連海洋法条約後の展開も国連海洋法条約体制に取り込まれることになる。仲裁裁判所は具体的な検討の中でも生物多様性条約を参照するなど⁵²、他の条約の規定も含めた他の規則との関係で192条の義務を具体化してその違反を認定している。こうした解釈は今後の海洋環境の保護・保全に関する国際法の発展にとって

重要な枠組みを提供するものである。

また、フィリピンの EEZ 内における中国漁船の活動との関係においてなされた判示ではあるものの、仲裁判断が船舶の旗国が負う相当注意義務の範囲について一般的な言及を行っていることも海洋環境の保護・保全との関係では重要な点である。国家が海洋法の文脈で負う相当注意義務の範囲については、特に国際海洋法裁判所の海底紛争裁判部による深海底活動に関する勧告的意見⁵³及び同裁判所による小地域漁業委員会に対する勧告的意見⁵⁴において判断がなされてきたが、本仲裁判断はそこでの判示を確認し、さらに全ての国に対するものとして拡張するものであることが指摘されている⁵⁵。

4 法執行船の運航態様

フィリピンは申立 13 において、中国による法執行船の危険な運航態様が COLREG 規則及びこれを取り込む国連海洋法条約 94 条に違反すると主張し、仲裁判断はこの主張を認めた。この判断にあたって論点の 1 つは、法執行を行う公船に対して COLREG 規則が適用されるか否かであった。仲裁裁判所は、専門家意見書などを参照しつつ、法執行活動についても COLREG 規則が不適用となるわけではないとした。仲裁判断はその理由として、法執行船の運用上の必要性和 COLREG 規則との間に緊張関係が生じる場合には後者が優先し、COLREG 規則からの逸脱は「切迫した危険を避けるため」(規則 2(b)) の場合に限られるとしている⁵⁶。仲裁判断の枠組みによれば、こうした事由が存在するか、あるいは違法性阻却事由が存在しない限り、COLREG 規則からの逸脱は正当化されないことになる。

仲裁判断は中国の法執行船の運航態様について、COLREG 規則の履行懈怠があったというよりも、規則自体を完全に無視するものと認定している⁵⁷。こうした事実認定を前提とすれば、COLREG 規則への違反を認めた裁判所の結論自体は十分に理解できる。しかし、法執行船に対する COLREG 規則の適用に関する一般的な解釈の部分については、なお議論の余地がありうるように思われる。沿岸国の法執行船が自国の法令を執行する際には、一定の限度における実力の行使が一般国際法上認められてきた。国際海洋法裁判所はサイガ号事件(本案判決)において、実力の行使が正当化される場合はありうることを前提に、実力の行使は可能な限り回避されなければならない、不可避な場合にも状況に照らして合理的かつ必要な範囲を超えてはならないと判示している⁵⁸。こうした理解と、仲裁判断の判示がどのような関係に立つのかについては必ずしも明らかではない。

法執行船は一般に、沿岸国の法令に違反する船舶に対して拿捕等の措置をとることができ、対象船舶が自発的に停船しない場合にはその過程で強制的な接舷を行うこともありうる。また対象船舶が逃走する場合には、生命に対する危害が生じないように全ての努力を

払ったのちに船体に対する射撃を行うことも可能である⁵⁹。船舶の衝突の回避を前提とした COLREG 規則を遵守しながらでは、こうした一般国際法上認められている措置をとることは困難であり、その限りにおいて仲裁判断の判示には問題があるといわざるを得ない。法執行時の公船について COLREG 規則が全体として適用除外になるものと解することは適当でないとしても、個々の規則が法執行を行う一般国際法上の権利との関係でどのように適用されるのかは重要な問題であり、このような観点から仲裁判断が一定の枠組みを示していたならば、海上法執行について極めて有益な指針を示すものとなったはずである。

IV おわりに

南シナ海仲裁判断は、中国の活動に対する判断においてもほぼ全面的にフィリピンの主張を受け入れる判断を行った。国際社会の関心を集めていた人工島の造成活動については、特に海洋環境保護の観点から国連海洋法条約に違反するものであるとの明確な評価がなされている。他方で、フィリピンとの関係で紛争の対象となっていた中国の様々な活動については、結論としては様々な条約違反が認定されたものの、必ずしも悪意をもった権利侵害とは位置付けられていないことは重要なポイントである。仲裁裁判所は、中国は信義誠実に従って行動しており、ただ南シナ海の複雑な状況の中で、権原・権利に対する理解がフィリピンと相違していたために比中間で紛争が生じているものとの前提で判断を行った。これは、フィリピン自身が本件紛争を海域に対する権原に関する紛争と位置付けたことの帰結である。こうした紛争の性格付けが中国の主張・活動の実態に即したものであるのかについては様々な評価がありうると思われるが、少なくとも仲裁判断による明確化が行われた今後については、より直接に中国が国連海洋法条約の枠組みの下で行動する意思を有するのかが問われることになる。

—注—

- ¹ フィリピンの申立について検討したものとして、田中則夫「国連海洋法条約附属書Ⅶに基づく仲裁手続——フィリピン v. 中国仲裁手続を中心に」浅田正彦ほか編『国際裁判と現代国際法の展開』（三省堂、2014年）191 - 212 頁参照。
- ² The South China Sea Arbitration (The Republic of Philippines v. The People's Republic of China), Award (12 July 2016), accessed 1 March 2017 at <http://www.pcacases.com/web/view/7>, pp. 2-3 (paras. 7-10).
- ³ このことの意義について、西本健太郎「南シナ海仲裁」平成 28 年度重要判例解説（有斐閣、2017 年）305 頁参照。
- ⁴ この点に関する仲裁裁判所の判断については、本報告書第 5 章（中島論文）参照。また、より一般的に仲裁判断の意義について解説するものとして、岩月直樹「南シナ海仲裁裁判と国際紛争の平和的解決」法学教室 435 号（2016 年）48 - 56 頁参照。

- ⁵ 仲裁判断の内容の紹介は、西本健太郎「南シナ海仲裁判断の意義——国際法の観点から」東北ローレビュー4号（2017年）28-35頁における整理に基づいている。
- ⁶ *Ibid.*, p.281 (paras. 704-705).
- ⁷ *Ibid.*, pp.281-282 (para.706).
- ⁸ *Ibid.*, p.282 (para.708).
- ⁹ *Ibid.*, pp.283-284 (paras. 710-712).
- ¹⁰ *Ibid.*, p.284 (para. 712).
- ¹¹ *Ibid.*, p.284 (para. 713).
- ¹² *Ibid.*, pp.284-285 (paras. 714-715).
- ¹³ *Ibid.*, pp.292-293 (paras. 739-740).
- ¹⁴ *Ibid.* p.293 (para. 741).
- ¹⁵ *Ibid.*, pp.293-294 (paras. 742-744).
- ¹⁶ *Ibid.*, pp.294-296 (paras. 746-752).
- ¹⁷ *Ibid.*, p.296 (para. 755).
- ¹⁸ *Ibid.*, pp.300-304 (paras. 761-770).
- ¹⁹ *Ibid.*, p.312 (para.798).
- ²⁰ *Ibid.*, pp.313-315 (para. 800-804).
- ²¹ *Ibid.*, p.315 (para.805).
- ²² *Ibid.*, p.317 (para.812).
- ²³ *Ibid.*, p.317 (para. 813).
- ²⁴ *Ibid.*, pp.373-374 (para.941).
- ²⁵ *Ibid.*, pp.375-376 (para. 944).
- ²⁶ *Ibid.*, p.376 (para. 945).
- ²⁷ *Ibid.*, pp.377-378 (para. 948).
- ²⁸ *Ibid.*, pp.378-380 (paras. 950-954).
- ²⁹ *Ibid.*, pp.381-382 (para. 959).
- ³⁰ *Ibid.*, p.382 (para. 960).
- ³¹ *Ibid.*, pp.382-384 (paras. 961-966).
- ³² *Ibid.*, p.384 (paras. 965-966).
- ³³ *Ibid.*, pp.387-388 (paras. 972-975).
- ³⁴ *Ibid.*, p.386 (para. 970).
- ³⁵ *Ibid.*, p.394 (para. 983).
- ³⁶ *Ibid.*, p.395 (para. 988).
- ³⁷ *Ibid.*, pp.395-397 (paras. 989-991).
- ³⁸ *Ibid.*, p.413 (paras. 1029-1030).
- ³⁹ *Ibid.*, pp.413-415 (paras. 1033-1038).
- ⁴⁰ *Ibid.*, p.415 (paras. 1039-1042).
- ⁴¹ *Ibid.*, p.434 (para. 1105).
- ⁴² *Ibid.*, pp.432, 435 (paras. 1095, 1107).
- ⁴³ なお、裁判所の管轄権の問題については、中国は自国の主張を公開していた。Ministry of Foreign Affairs of the People's Republic of China, 'Position Paper of the Government of the People's Republic of China on the Matter of Jurisdiction in the South China Sea Arbitration Initiated by the Republic of the Philippines', accessed 1 March 2017 at http://www.fmprc.gov.cn/mfa_eng/zxxx_662805/t1217147.shtml. 本案に関する問題については、こうした形での立場の表明は行っていない。
- ⁴⁴ Award, *supra* note 2, pp.52-53 (paras. 136-138).
- ⁴⁵ Makane Moïse Mbengue, "The South China Sea Arbitration: Innovations in Marine Environmental Fact-Finding and Due Dilligence Obligations", *AJIL Unbound*, Vol.110 (2016), pp.288-289.
- ⁴⁶ Award, *supra* note 2, p. 394 (para.983).
- ⁴⁷ *Ibid.*, p.394 (para. 983).
- ⁴⁸ *Ibid.*, p.468 (para. 1198).
- ⁴⁹ *Ibid.*, p.282 (para. 708).
- ⁵⁰ *Ibid.*, p.281 (para. 705).
- ⁵¹ *Ibid.*, p.374, (para. 942).
- ⁵² *Ibid.*, pp.380-381 (para. 956).

- ⁵³ *Responsibilities and obligations of States sponsoring persons and entities with respect to activities in the Area (Request for Advisory Opinion submitted to the Seabed Disputes Chamber)*, Advisory Opinion.
- ⁵⁴ *Request for an advisory opinion submitted by the Sub-Regional Fisheries Commission (SRFC)*, Advisory Opinion.
- ⁵⁵ Eva Romée van der Marel, “The due diligence obligations of the flag state with respect to its fishing vessels and the environment”, *The JCLOS Blog*, Accessed 1 March 2017 at <https://site.uit.no/jclos/2016/10/18/the-due-diligence-obligations-of-the-flag-state-with-respect-to-its-fishing-vessels-and-the-environment/>.
- ⁵⁶ Award, *supra* note 2, pp.431-432 (para. 1095).
- ⁵⁷ *Ibid.*, p.434 (para. 1105).
- ⁵⁸ *The M/V “SAIGA” (No. 2) Case (Saint Vincent and the Grenadines v. Guinea)*, Judgement, para. 155.
- ⁵⁹ *Ibid.*, para.156 なお判決も参照している関連判例として、S.S. “*I’m Alone*” case (*Canada/United States*), *UNRIAA*, Vol. III, p. 1609; *The Red Crusader case (Commission of Enquiry, Denmark - United Kingdom)*, *ILR.*, Vol. 35, p. 485.